



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 781 新六箇井土地改良区の役員の就退任
(農業農村整備課)
- 782 道路の区域変更 (道路保全課)
- 783 新道路の供用開始等 (")
- 784 道路の区域変更 (")
- 785 新道路の供用開始等 (")
- 786 道路の区域変更 (")
- 787 新道路の供用開始等 (")
- 788 道路の区域変更 (")
- 789 新道路の供用開始等 (")
- 790 道路の区域変更 (")
- 791 新道路の供用開始等 (")

告 示

和歌山県告示第781号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	戸口利一	和歌山市楠見中167番地の1
理事	芝由章	和歌山市市小路309番地の1
理事	土橋廣昭	和歌山市泡栗324番地の1
理事	小畑清治	和歌山福島402番地
理事	島本幸治	和歌山市狐島493番地
理事	北川芳樹	和歌山市梶取76番地
理事	芝崎仁一	和歌山市土入34番地
理事	松本三郎	和歌山市松江東1丁目4番6号
監事	楠見皓生	和歌山市船所174番地
監事	松下忠宣	和歌山市北島256番地
監事	貴志健蔵	和歌山市向130番地
監事	宮西伸一	和歌山市榎原318番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	西村安三	和歌山市粟87番地
理事	戸口利一	和歌山市楠見中167番地の1
理事	芝由章	和歌山市市小路309番地の1

- 理事 小畑清治 和歌山福島402番地
- 理事 森茂 和歌山市梶取215番地
- 理事 島本幸治 和歌山市狐島493番地
- 理事 津田治夫 和歌山市土入135番地
- 理事 松本三郎 和歌山市松江東1丁目4番6号
- 監事 山本勇 和歌山市善明寺215番地
- 監事 杉原義造 和歌山市北島265番地
- 監事 貴志健蔵 和歌山市向130番地
- 監事 宮西伸一 和歌山市榎原318番地

和歌山県告示第782号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	
田辺市龍神村広井原字宮ノ平276番2地先から同市龍神村広井原字裏道39番3地先まで	旧	3.50	222.10	
		10.20		
同上	新	9.80	222.10	
		13.80		

和歌山県告示第783号

平成20年和歌山県告示第782号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年5月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第784号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村小家字小家谷口53番地先から同市龍神村小家字タカノス1038番地先まで	旧	3.60 } 20.40	2,158.60	
同上	新	8.00 } 36.80	2,113.40	

和歌山県告示第785号

平成20年和歌山県告示第784号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年5月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村殿原字天方1260番2地先から同市龍神村殿原字大綱代1320番1地先まで	旧	3.30 } 18.00	1,743.60	
同上	新	6.00 } 32.00	1,710.10	

和歌山県告示第787号

平成20年和歌山県告示第786号（道路の区域変更）で告示

した新道路は、平成20年5月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村丹生ノ川字串158番1地先から同市龍神村丹生ノ川字加財217番1地先まで	旧	3.00 } 24.00	1,118.60	
同上	新	6.60 } 32.80	1,089.60	

和歌山県告示第789号

平成20年和歌山県告示第788号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年5月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村東字寺野原439番地先から同市龍神村東	旧	3.30 }	99.50	

字寺野原492番地 先まで		5.80		
田辺市龍神村東字 寺野原506番1地先 から同市龍神村東 字寺野原492番地 先まで	新	8.70 } 13.40	73.40	

和歌山県告示第791号

平成20年和歌山県告示第790号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年5月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸